

JIS

ガス燃焼機器用自動ガスバルブ

JIS S 2151 -1993

(2006 確認)

平成 5 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 5.11.1

官 報 公 示：平成 5.11.15

原案作成協力者：財団法人 日本ガス機器検査協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ガス燃焼機器用自動ガスバルブ

S 2151-1993

Automatic gas valves for gas appliances

1. 適用範囲 この規格は、ガス圧力が3.3 kPa {330 mmH₂O} 以下の液化石油ガス⁽¹⁾又は都市ガス⁽²⁾を使用する燃焼機器に用いるガス燃焼機器用自動ガスバルブ(以下、自動ガスバルブという。)で、外径35 mm以下の器具ガス導管が接続されるものについて規定する。

注⁽¹⁾ 液化石油ガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく施行規則(昭和43年通商産業省令第14号)の“液化石油ガスの規格”に掲げるガスをいう。

(²) 都市ガスとは、ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づくガス用品の検定等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号)に掲げるガスグループのガスをいう。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるもので、参考として併記したものである。

2. 種類 自動ガスバルブの種類は、表1及び表2のとおり区分する。

表1 用途による区分

用途	区分の内容
器具栓用	器具栓として使用できるもの。
非器具栓用	器具栓として使用できないもの。

表2 作動方式による区分

作動方式	区分の内容
電磁式	電磁石又はソレノイドによってガス通路を開閉するもの。 直動形及びパイロット形がある(参考図1及び参考図2)。
電動式	電動機によってガス通路を開閉するもの。

3. 性能

3.1 自動ガスバルブの性能 自動ガスバルブの性能は、6.によって試験したとき、表3の規定に適合しなければならない。